

大規模行為等の景観づくり基準チェックシート

該当する大規模行為の種類ごとに、「大規模行為等届出書」に必要な添付書類の一つとして、以下のチェックシートを提出してください。（地域の景観づくりのために配慮が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
件名		記入者		
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
1 基本事項	1 大規模行為を行う場所及びその周辺の自然や風景、歴史や文化の佇まいなど地域の特性と、それらを継承してきた先人の歩みを景観まちづくりに反映させる。			
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するとともに、町並みとの一体感などを考慮し、水と緑を活用したうおいのある景観まちづくりに努める。			
	3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県や町の条例・計画等に基づく景観づくりの取り組みや、地域住民のまちづくり活動との整合性に配慮する。			
2 個別事項	(1) 位置	ア 立山連峰の眺望や田園、河川の景観等を遮らないようにするなど、地域に受け継がれてきた良好な景観を損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。		
		イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、建築物の壁面線等に配慮する。		
		ウ 敷地内に景観上重要な建築物や工作物、樹木等がある場合は保存に努めるほか、周辺の町並み等の景観を損なわないよう工夫する。		
	(2) 形態及び意匠	ア 山並みの眺望に配慮して勾配屋根を用いるなど、周辺の町並みや田園、自然等との調和を考慮し、形態・意匠を工夫する。		
		イ 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等は目立たなくし、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物全体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。		
		ウ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。		

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別 事項	(3) 色彩	ア 外壁や屋根等の色彩は、基調色の彩度を抑え、背景となる町並みや自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
	イ 建築物に付帯する屋外設備機器や広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう配慮する。			
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で景観上の質が低下しにくい素材を使用するよう配慮する。		
	イ 地域の特徴ある素材（木材、焼き物、わら等）がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。			
	ウ 自然が豊かな地域や農山村の町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材を使わないよう配慮する。			
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内はできる限り花木の植栽など緑化に努めるとともに、雪吊りや芝刈り、除草などの維持管理が適切に行えるよう工夫する。		
	イ 周辺の町並みに配慮した中高木の組み合わせなどに工夫するとともに、既存樹木等はできるかぎり保存し、建築物の修景に活用する。			
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に花木の植栽を施すよう配慮する。		
	イ 照明灯等を設置する場合は、周辺の状況に応じて設置位置や照明方法等を工夫するなど夜間景観に配慮する。			
	ウ 塀や擁壁は単調で無機質な景観とならないよう工夫するとともに、生垣などは維持管理が適切に行えるよう工夫する。			

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件名	行為の場所	記入者	
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為を行う場所及びその周辺の自然や風景、歴史や文化の佇まいなど地域の特性と、それらを継承してきた先人の歩みを景観まちづくりに反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するとともに、町並みとの一体感などを考慮し、水と緑を活用したうおいのある景観まちづくりに努める。		
	3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県や町の条例・計画等に基づく景観づくりの取り組みや、地域住民のまちづくり活動との整合性に配慮する。		
2 個別事項	(1) 位置	ア 立山連峰の眺望や田園、河川の景観等を遮らないようにするなど、地域に受け継がれてきた良好な景観を損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。	
		イ 周辺の町並みを構成する壁面線や高さなどに考慮し、圧迫感や違和感を与えないよう、道路境界からの後退距離など工作物の位置に配慮する。	
		ウ 敷地内に景観上重要な建築物や工作物、樹木等がある場合は保存に努めるほか、周辺の町並み等の景観を損なわないよう工夫する。	
	(2) 形態及び意匠	ア 山並みの眺望に配慮して工作物の高さを抑えるなど、周辺の町並みや田園、自然等との調和を考慮し、形態・意匠を工夫する。	
		イ 過剰な装飾を避け、設備配管や管理用階段等は、配置やデザイン処理により目立たなくするなど、工作物全体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別 事項	(3) 色彩	ア 工作物の基調となる色彩は、彩度を抑え、背景となる町並みや自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
		イ 工作物に付帯する設備機器や配管、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう配慮する。		
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で景観上の質が低下しにくい素材を使用するよう配慮する。		
		イ 地域の特徴ある素材（木材、焼き物、わら等）がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。		
		ウ 自然が豊かな地域や農山村の町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材を使わないよう配慮する。		
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内はできる限り花木の植栽など緑化に努めるとともに、雪吊りや芝刈り、除草などの維持管理が適切に行えるよう工夫する。		
		イ 周辺の町並みに配慮した中高木の組み合わせなどに工夫するとともに、既存樹木等はできるかぎり保存し、工作物の修景に活用する。		
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に花木の植栽を施すよう配慮する。		
		イ 照明灯等を設置する場合は、周辺の状況に応じて設置位置や照明方法等を工夫するなど夜間景観に配慮する。		

3 土地の区画形質の変更			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為を行う場所及びその周辺の自然や風景、歴史や文化の佇まいなど地域の特性と、それらを継承してきた先人の歩みを景観まちづくりに反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するとともに、町並みとの一体感などを考慮し、水と緑を活用したうおいのある景観まちづくりに努める。		
	3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県や町の条例・計画等に基づく景観づくりの取り組みや、地域住民のまちづくり活動との整合性に配慮する。		
2 個別事項	(1) 土地の形状	現状の地形をできる限り生かすとともに、主要な眺望点からの眺望を著しく損なわないよう配慮する。	
	(2) 土地の緑化	景観上優れた樹木や花木の群落等はできる限り保存するとともに、地域の植生環境に配慮した積極的な緑化を行う。	
	(3) 法面の外観	法面や擁壁の見え方を考慮し、規模を抑えて周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや花木の植栽を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	

4 屋外における物品の集積又は貯蔵			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為を行う場所及びその周辺の自然や風景、歴史や文化の佇まいなど地域の特性と、それらを継承してきた先人の歩みを景観まちづくりに反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するとともに、町並みとの一体感などを考慮し、水と緑を活用したうおいのある景観まちづくりに努める。		
	3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県や町の条例・計画等に基づく景観づくりの取り組みや、地域住民のまちづくり活動との整合性に配慮する。		
2 個別事項	(1) 集積又は貯蔵の方法	集積等は、高さを抑えるなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	
	(2) 遮へい	行為地の周囲を花木の植栽等で遮へいするなど、周辺の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なわないよう配慮する。	

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為を行う場所及びその周辺の自然や風景、歴史や文化の佇まいなど地域の特性と、それらを継承してきた先人の歩みを景観まちづくりに反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するとともに、町並みとの一体感などを考慮し、水と緑を活用したうおいのある景観まちづくりに努める。		
	3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県や町の条例・計画等に基づく景観づくりの取り組みや、地域住民のまちづくり活動との整合性に配慮する。		
2 個別事項	(1) 遮へい	行為地の周囲を花木の植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周辺の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なわないよう配慮する。	
	(2) 跡地の形状	法面や埋め戻し跡の見え方を考慮し、規模を抑えて周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや花木の植樹を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	
	(3) 跡地の緑化	掘採にあたって表土を保存するなど、掘採跡の埋め戻し土の土壌も考慮し、従前の生育環境に復元するための花木の植栽等を速やかに行うとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。	

6 木竹の伐採			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為を行う場所及びその周辺の自然や風景、歴史や文化の佇まいなど地域の特性と、それらを継承してきた先人の歩みを景観まちづくりに反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するとともに、町並みとの一体感などを考慮し、水と緑を活用したうおいのある景観まちづくりに努める。		
	3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県や町の条例・計画等に基づく景観づくりの取り組みや、地域住民のまちづくり活動との整合性に配慮する。		
2 個別事項	(1) 規模の抑制等	行為地の伐採が、主要な眺望点からの眺望に影響する場合は、規模をできるだけ抑えるとともに、景観上重要な樹木は保全するよう配慮する。	
	(2) 跡地の緑化	伐採が終了したところから、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽などにより復元を図るとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。	